

あんなか スマイルキッズ！

「広報あんなか」に子どもの紹介や成長記念に、子どもの写真とコメントを掲載してみませんか。メールで応募してください。詳しい内容は、市ホームページをご覧ください。



元気で健やかに成長してね。



うえはら りくと
上原 陸翔 ちゃん

思い出いっぱいっくろうね！



おおくら あやの
大倉 綾乃 ちゃん

国民年金からのお知らせ

国民年金には保険料の免除制度や納付猶予制度があります

国民年金には、所得が少なく、保険料を納めることが困難な場合に、一定の基準により保険料の納付が免除または猶予される制度があります。

保険料を未納のままにしておく、将来の年金(老齢年金)や、障害など不測の事態が生じたときの年金(障害年金)を受け取ることができない場合があります。

○申請免除制度

本人、配偶者および世帯主の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請して承認を受けると、保険料の全額、4分の3、半額または4分の1が免除されます。ただし、4分の3、半額または4分の1の免除が承認された場合には、残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになります。

令和3年度分の承認期間は、今年7月から令和4年6月までです。

○納付猶予制度

50歳未満で、本人および配偶者の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、保険料の納付が猶予されます。

令和3年度分の承認期間は、今年7月から令和4年6月までです。

○学生納付特例制度

学生本人の前年の所得が一定の基準以下の場合、申請し承認を受けると、学生期間中の保険料の納付が猶予されます。

令和3年度分の承認期間は、今年4月から令和4年3月までです。

※申請免除、納付猶予、学生納付特例の各制度は、原則として毎年申請が必要です

※全額免除および納付猶予については、翌年度以降分もあらかじめ申請(継続申請)することができます(失業などによる理由を除く)

第3号被保険者は配偶者の転職や退職などによっても届出が必要です

国民年金の「第3号被保険者」(厚生年金や共済組合に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人)は、本人が就職したときだけでなく配偶者が転職・退職したときなどにも届出が必要です。

○配偶者が退職したとき

3号から1号へ…本人が市役所へ届出

○配偶者が転職したとき

(退職した翌日に再就職したとき)

3号の種別確認…転職後の勤務先事業所から年金事務所へ届出

○配偶者が死亡したとき

3号から1号へ…本人が市役所へ届出

○本人の収入増、離婚などにより、配偶者の扶養でなくなったとき

3号から1号へ…本人が市役所へ届出

○配偶者が65歳になったとき
3号から1号へ…本人が市役所へ届出
※詳しくは高崎年金事務所にお問合せください

問合せ

高崎年金事務所国民年金課
(☎027-322-4299)

〔本国保年金課医療年金係〕

(☎内線1116)

〔松任民福祉課税務保険係〕

(☎内線2160)

「まついだ夢伝大会」中止のお知らせ

毎年10月中旬の日曜日に開催している「まついだ夢伝大会」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、残念ながら中止となりました。

開催を楽しみにされていた皆さんには申し訳ありませんが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

問合せ

夢伝大会事務局(松任民福祉課内)

(☎027-393-7070)

(FAX027-393-1093)